



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年9月6日金曜日 第1388号

◇ 目次 ◇

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則..... 995
牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則..... 995

告 示

新たに生じた土地の確認（岩城村）.....1001
新たに生じた土地の確認（中島町）.....1001
字の区域の変更（ " ）.....1001
新たに生じた土地の確認（ " ）.....1001
字の区域の変更（ " ）.....1001
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の
許可申請の概要.....1001
環境省告示第77号による知事が定める測定方法.....1002
環境省告示第78号による知事が定める測定方法.....1003
県営土地改良事業の換地処分.....1004
道路の区域変更（一般国道317号）.....1004

訓 令

愛媛県家畜保健衛生所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の
一部を改正する訓令.....1004

公安委員会規則

愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則
等の一部を改正する規則.....1004

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....1005

雑 報

公示による通知.....1005

規 則

○愛媛県規則第57号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和28年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「なる家畜」の下に「若しくはその死体」を加える。

様式第3号中「家畜の」を「家畜又はその死体の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第58号

牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則を次のように定める

平成14年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）に定めるもののほか、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（死亡牛届出書）

第2条 法第6条第1項の規定による届出は、文書によるときは、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第3条に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載した死亡牛届出書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

- (1) 死亡した牛の種類及び耳標番号
- (2) 生前の神経症状の有無

（牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可の申請）

第3条 法第7条第2項ただし書の許可を受けようとする者のうち、牛の特定部位を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した牛の特定部位使用許可申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 使用目的
- (3) 使用方法
- (4) 使用期間
- (5) 使用する牛の特定部位の焼却が免除されると畜場の名称及び所在地
- (6) 使用する牛の特定部位の種類及び量
- (7) 牛の特定部位の保管場所
- (8) 牛の特定部位の管理責任者
- (9) 使用後の処分方法

2 法第7条第2項ただし書の許可を受けようとする者のうち、と畜場の設置者又は管理者は、次に掲げる事項を記載した牛の特定部位焼却免除許可申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) と畜場の名称及び所在地
 - (3) 使用目的
 - (4) 牛の特定部位の使用者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
 - (5) 牛の特定部位の種類及び量
- （牛の特定部位使用許可の変更）

第4条 法第7条第2項ただし書の許可を受けた者のうち、

牛の特定部位を使用する者（以下「使用者」という。）は、前条第1項第2号及び第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した牛の特定部位使用変更許可申請書（様式第4号）により知事の許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 許可年月日及び番号
- (3) 変更予定年月日
- (4) 変更に係る事項
- (5) 変更の理由

2 使用者は、前条第1項第1号、第3号、第4号、第7号及び第8号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（牛の特定部位使用の終了等）

第5条 使用者は、当該許可に係る学術研究を終了し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

（書類の経由）

第6条 法、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の家畜保健衛生所長を経由しなければならない。ただし、法第7条第2項ただし書の許可に係る書類については、愛媛県食肉衛生検査センター所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係) 死亡牛届出書

<p>死 亡 牛 届 出 書</p> <p>年 月 日</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p>住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)</p> <p>届出者 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p>		
牛の死体の 所有者	氏名又は名称	
	住所又は主たる事 務所の所在地	
死亡した牛	種 類	
	性 別	雄 ・ 雌 ・ 去勢
	月齢及び生年月日 (不明のときは、 推定月齢)	箇月 生年月日 年 月 日 (推定月齢 箇月)
	耳 標 番 号	
牛の死体の所在の場所		
牛が死亡した(牛の死 体を発見した)年月日時		年 月 日 時
牛の死亡時の状態 (牛の指定の発見時の状態及び 推定死亡年月日)		(年 月 日)
生前の神経症状の有無		有 ・ 無
その他参考となるべき事項		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第3条関係) 牛の特定部位使用許可申請書

牛の特定部位使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

住所(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)
申請者 氏名(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

⑩

使 用 目 的	
使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用する牛の 特定部位の焼 却が免除され ると畜場	名 称
	所 在 地
使用する牛の特定部位の種類及び量	
牛の特定部位の保管場所	
牛の特定部位の管理責任者	
使用後の処分方法	
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

注2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第3号(第3条関係) 牛の特定部位焼却免除許可申請書

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">牛の特定部位焼却免除許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">愛媛県知事 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) ㊟</p>					
と 畜 場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">名 称</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所 在 地</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		所 在 地	
名 称					
所 在 地					
使 用 目 的					
牛の特定部位の使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">氏名又は名称</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住所又は主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> </table>	氏名又は名称		住所又は主たる事務所の所在地	
氏名又は名称					
住所又は主たる事務所の所在地					
牛の特定部位の種類及び量					
備 考					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第4号(第4条関係) 牛の特定部位使用変更許可申請書

牛の特定部位使用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

住所(法人にあっては、
主たる事務所の所在地)
申請者 氏名(法人にあっては、
名称及び代表者の氏名) ㊟
電話番号

㊟

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更に係る事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

告 示

○愛媛県告示第1516号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、岩城村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、岩城村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
岩城村5008の1、5008の2、5012の1、5012の2、5053の1、5053の2及び5054の地先	477.49

○愛媛県告示第1517号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字吉木乙105の2、乙105の7、甲395の2、甲397の3、甲397の4、甲400の1、甲400の2、甲401及び甲406の1の地先	1,071.05

○愛媛県告示第1518号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字吉木	中島町大字吉木乙105の2、乙105の7、甲395の2、甲397の3、甲397の4、甲400の1、甲400の2、甲401及び甲406の1の地先	公有水面埋立地	1,071.05

○愛媛県告示第1519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字吉木乙105の7、甲395の2、甲397の3、甲397の4、甲400の1、甲400の2、甲401及び甲406の1の地先	523.86

中島町大字吉木甲406の1、甲413、甲1303の1、甲1304、甲1307の3、甲1307の4及び甲1307の7の地先	560.78
--	--------

○愛媛県告示第1520号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字吉木	中島町大字吉木乙105の7、甲395の2、甲397の3、甲397の4、甲400の1、甲400の2、甲401及び甲406の1の地先	公有水面埋立地	523.86
大字吉木	中島町大字吉木甲406の1、甲413、甲1303の1、甲1304、甲1307の3、甲1307の4及び甲1307の7の地先	公有水面埋立地	560.78

○愛媛県告示第1521号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び保内町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社あわしま堂
西宇和郡保内町川之石1番耕地237番地53
代表取締役 木綱 憲和
- 事業場の名称及び所在地
株式会社あわしま堂 本社工場
西宇和郡保内町川之石1番耕地237番地53
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第67号。）別表第2第7号「口湿式集じん施設	
特定施設の能力	1日当たり27.9トン	
工事の着手予定年月日	平成14年10月1日	
工事の完成予定年月日	平成14年11月15日	
使用開始の予定年月日	平成14年12月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.8 最大 5.8~8.2

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,300 最大 1,660
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,800 最大 2,300
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 280 最大 360
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 130
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.84 最大 0.84

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	平成14年10月1日		
工事の完成予定年月日	平成14年11月15日		
使用開始の予定年月日	平成14年12月1日		
処理施設の種別	廃棄物焼却炉		
処理施設の型式	廃棄物焼却炉		
処理施設の構造	鉄+ステンレス+耐火材		
処理施設の主要寸法	縦 2.5メートル 横 2.5メートル 高さ 8メートル		
処理施設の能力	1時間当たり530キログラム処理		
汚水等の処理の方式	焼却処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	8時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8 最大 5.8~8.2	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,300 最大 1,660	通常 - 最大 -
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,800 最大 2,300	通常 - 最大 -
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 280 最大 360	通常 - 最大 -
全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 130	通常 - 最大 -	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.84 最大 0.84	通常 - 最大 -
----------------------------	--------------------	--------------

備考 汚水等は焼却処理するため排水はない。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 145 最大 160

○愛媛県告示第1522号

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法(平成13年12月環境省告示第77号。以下「告示」という。)第1の1ただし書の規定に基づき特定排水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法を別表第1の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第2の1ただし書の規定に基づき特定排水の量の計測方法を別表第2の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第2の3の規定に基づき用水量と特定排水の量との関係が明らかであると認められる場合の当該特定排水の量の計測方法を別表第3のとおり定め、告示第4の2ただし書の規定に基づき排水及び特定排水以外の排水の窒素含有量に関する汚染状態及び量の計測方法を別表第4の左欄に掲げる要件ごとに当該中欄及び右欄に掲げる計測法のとおり定め、平成14年10月1日から施行する。ただし、別表第1 6の項に掲げる計測法は、設置又は変更後2月を超えない期間に限り適用するものとする。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

別表第1

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記1 ⁽³⁾
2 指定地域内事業場に特定排水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について水質自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場のうちでも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排水の場合	
3 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が小さいと認められる特定排水の場合	

4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰ることができない原因によって総量規制基準が適用される日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合
5 特定排出水の汚染状態が小さく、かつ、常に一定である場合
6 新たに設置し、若しくは構造等が変更された特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合
7 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合

別表第2

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について流量計等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場のうちでも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰ることができない原因によって総量規制基準が適用される日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	
5 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	

別表第3

要 件	計 測 法	
	日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場	日平均排水量が400立方メートル未満である指定地域内事業場
用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる特定排出水の場合	告示別記2(1)又は(2)	告示別記2(1)、(2)又は(3)

別表第4

要 件	汚染状態の計測法		量 の計測法	
	排水	特定排水以外の排水	排水	特定排水以外の排水
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記1(3)	告示別記1(3)	告示別記2(3)	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場のうちでも量が小さいと認められる冷却水等の特定排水以外の排水の場合				
3 指定地域内事業場の設置者の責めに帰ることができない原因によって総量規制基準が適用される日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	告示別記1(3)		告示別記2(3)	
4 特定排水以外の排水の汚染状態が常に一定である場合				
5 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記1(3)		告示別記2(3)	告示別記2(3)

○愛媛県告示第1523号

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法（平成13年12月環境省告示第78号。以下「告示」という。）第1の1ただし書の規定に基づき特定排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法を別表第1の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第2の1ただし書の規定に基づき特定排出水の量の計測方法を別表第2の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる計測法のとおり定め、告示第2の3の規定に基づき用水量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合の当該特定排出水の量の計測方法

を別表第3のとおり定め、告示第4の2ただし書の規定に基づき排水及び特定排水以外の排水のりん含有量に関する汚染状態及び量の計測方法を別表第4の左欄に掲げる要件ごとに当該中欄及び右欄に掲げる計測法のとおり定め、平成14年10月1日から施行する。ただし、別表第1の6の項に掲げる計測法は、設置又は変更後2月を超えない期間に限り適用するものとする。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

別表第1

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記1(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について水質自動計測器等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場のうちでも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰ることができない原因によって総量規制基準が適用される日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	
5 特定排出水の汚染状態が小さく、かつ、常に一定である場合	
6 新たに設置し、若しくは構造等が変更された特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
7 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	

別表第2

要 件	計測法
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について流量計等を用いて計測している場合における当該指定地域内事業場のうちでも汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 一部の小規模な生活排水等その汚染状態が小さく、かつ、その量が少ないと認められる特定排出水の場合	
4 指定地域内事業場の設置者の責めに帰ることができない原因によって総量規制基準が適用される日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	
5 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	

別表第3

要 件	計 測 法	
	日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場	日平均排水量が400立方メートル未満である指定地域内事業場
用水の量と特定排出水の量との関係が一定であり、直接的に特定排出水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる特定排出水の場合	告示別記2(1)又は(2)	告示別記2(1)、(2)又は(3)

別表第4

要 件	汚染状態の計測法		量 の計測法	
	排水	特定排水以外の排水	排水	特定排水以外の排水
1 指定地域内事業場の規模が零細であると認められる場合	告示別記1(3)	告示別記1(3)	告示別記2(3)	告示別記2(3)
2 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在している場合における当該指定地域内事業場のうちでも量が小さいと認められる冷却水等の特定排水以外の排水の場合				
3 指定地域内事業場の設置者の責めに帰ることができない原因によって総量規制基準が適用される日までに	告示別記1(3)		告示別記2(3)	

に所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合			
4 特定排水以外の排水の汚染状態が常に一定である場合			
5 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	告示別記 1(3)	告示別記 2(3)	告示別記 2(3)

○愛媛県告示第1524号

平成14年8月29日県営ほ場整備事業長月地区中組工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	317号	松山市溝辺町甲278番10から 同市食場町甲280番4地先まで	旧	メートル 7.7~19.8	キロメートル 2.251	
			新	16.0~36.0	2.251	

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
地 方 局
家 畜 保 健 衛 生 所

愛媛県家畜保健衛生所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年9月6日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県家畜保健衛生所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

（愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程（昭和40年愛媛県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（事務の委任）

第5条 所長に委任する事務は、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による死亡した牛の届出の受理とする。

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2薬務衛生課の表中23の部を24の部とし、22の部を23の部とし、21の部の次に次のように加える。

22 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務	1 牛の特定部位の学術研究に関すること。			
	(1) 許可（第7条第2項）			
	(2) 変更の許可（牛海綿状脳症対策特別措置法施行細則（以下この項において「規則」という。）第4条第1項）			
	(3) 変更の届出の受理（規則第4条第2項）			
	(4) 終了又は廃止の報告の受理（規			

則第5条)			
2	医薬品の試験検査の承認（厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第3条第2号）		
3	協力依頼（第10条第2項）		

別表第2畜産課の表中28の部を29の部とし、23の部から27の部までを1ずつ繰り下げ、22の部の次に次のように加える。

23 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務	1 協力依頼（第10条第2項）			
---------------------------	-----------------	--	--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第14号

愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年9月6日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則等の一部を改正する規則

（愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則（昭和43年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「適性相談終了書」を「運転適性相談終了書」に改める。

（愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書」を「特定任意講習終了証明書再交付申出書」に改める。

（愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「自動車運転管理経歴書」を「運転管理経歴書」に改める。

別記様式第1号中「別記様式第1号」を「様式第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55号第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年9月6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
介護老人保健施設	医療法人里久会 介護老人保健施設 アンジュ	喜多郡五十崎町大字平岡甲13 3

雑 報

○公示による通知

住所不明（ただし、住民票の住所 大阪府豊中市稲津町一丁目9番6号） 向井 政彦

住所不明（ただし、住民票の住所 大阪府豊中市岡上の町四丁目2番40号） 倉光 健

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成14年9月24日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年9月6日

愛媛県収用委員会

会 長 村 田 建 一

平成14年8月22日付け14媛収第32号審理の開催について
（審理開催の通知）

